

議案第18号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡 部 理 枝

(提案説明)

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部改正するために本案を提出する。

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「申出者」を「申出をする者」に改め、同項第3号中「代表者」を「団体の代表者」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 団体の連絡者（代表者に連絡を取ることができない場合において、連絡先となる者をいう。）の住所、氏名及び電話番号

第7条第1号中「代表者」を「その代表者」に改める。

第11条を次のように改める。

（条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等）

第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、次のとおりとする。

- (1) 学校施設使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めた団体、学校等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月16日世教委規則第5号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成30年7月31日世教委規則第9号 令和元年8月30日世教委規則第11号 令和2年9月30日世教委規則第21号 令和4年11月18日世教委規則第15号 <u>令和5年 月 日世教委規則第 号</u></p> <p>世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (対象施設)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第11号に規定する世田谷区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める施設は、世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号。以下「学校施設使用条例」という。)第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する</p>	<p>○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月16日世教委規則第5号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成30年7月31日世教委規則第9号 令和元年8月30日世教委規則第11号 令和2年9月30日世教委規則第21号 令和4年11月18日世教委規則第15号</p> <p>世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (対象施設)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第11号に規定する世田谷区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める施設は、世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号。以下「学校施設使用条例」という。)第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する</p>

改正後	改正前
<p>地域体育館及び世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。）とする。</p>	<p>地域体育館及び世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。）とする。</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>
<p>第4条 条例第2条第2項に規定する委員会規則で定める場合は、学校施設使用条例第2条第2号に規定する格技室について、平日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び世田谷区立学校施設使用条例施行規則（昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号）第10条に規定する学校休業日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までの使用をする場合とする。</p>	<p>第4条 条例第2条第2項に規定する委員会規則で定める場合は、学校施設使用条例第2条第2号に規定する格技室について、平日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び世田谷区立学校施設使用条例施行規則（昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号）第10条に規定する学校休業日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までの使用をする場合とする。</p>
<p>（利用者登録の申出等）</p>	<p>（利用者登録の申出等）</p>
<p>第5条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行うものとする。</p>	<p>第5条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行うものとする。</p>
<p>(1) 団体の名称</p>	<p>(1) 団体の名称</p>
<p>(2) <u>申出をする者</u>の氏名</p>	<p>(2) <u>申出者</u>の氏名</p>
<p>(3) <u>団体の代表者</u>の住所、氏名、生年月日及び電話番号</p>	<p>(3) <u>代表者</u>の住所、氏名、生年月日及び電話番号</p>
<p><u>(4) 団体の連絡者（代表者に連絡を取ることができない場合において、連絡先となる者をいう。）の住所、氏名及び電話番号</u></p>	
<p><u>(5) 団体の構成員の住所及び氏名</u></p>	<p><u>(4) 団体の構成員の住所及び氏名</u></p>
<p><u>(6) 団体の活動内容</u></p>	<p><u>(5) 団体の活動内容</u></p>
<p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項</u></p>	<p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項</u></p>
<p>2 前項の規定は、条例第4条第1項の申出について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、条例第4条第1項の申出について準用する。</p>
<p>3 条例第4条第1項の申出は、利用者登録の有効期間の末日から起算して6月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>3 条例第4条第1項の申出は、利用者登録の有効期間の末日から起算して6月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>4 委員会は、条例第3条第1項の規定により利用者登録をした場</p>	<p>4 委員会は、条例第3条第1項の規定により利用者登録をした場</p>

改正後	改正前
<p>合において、当該利用者登録に係る第1項各号に掲げる事項について確認する必要があると認めるときは、当該利用者登録に係る団体の構成員の生年月日その他必要な情報の提供を求めることができる。条例第4条第1項の規定により利用者登録の更新をした場合も、同様とする。</p> <p>5 条例第4条第1項ただし書に規定する委員会規則で定める場合は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、けやき施設に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキャンセル料（条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限る。）を納付していない場合とする。</p> <p>（利用者登録の取消し）</p> <p>第6条 条例第5条第1項第3号に規定する委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項の規定により利用者登録をした者（以下「利用者登録者」という。）が、学校施設使用条例第4条第2項各号又は第5条各号の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 利用者登録者が、学校施設使用条例第10条の規定に違反して使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、委員会が必要と認めた場合</p> <p>（使用の希望の申出方法）</p> <p>第7条 条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 使用を希望する団体の名称並びに<u>その</u>代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 申出をする者の氏名</p> <p>(3) 使用を希望するけやき施設</p> <p>(4) 使用を希望する日時</p>	<p>合において、当該利用者登録に係る第1項各号に掲げる事項について確認する必要があると認めるときは、当該利用者登録に係る団体の構成員の生年月日その他必要な情報の提供を求めることができる。条例第4条第1項の規定により利用者登録の更新をした場合も、同様とする。</p> <p>5 条例第4条第1項ただし書に規定する委員会規則で定める場合は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、けやき施設に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキャンセル料（条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限る。）を納付していない場合とする。</p> <p>（利用者登録の取消し）</p> <p>第6条 条例第5条第1項第3号に規定する委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項の規定により利用者登録をした者（以下「利用者登録者」という。）が、学校施設使用条例第4条第2項各号又は第5条各号の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 利用者登録者が、学校施設使用条例第10条の規定に違反して使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、委員会が必要と認めた場合</p> <p>（使用の希望の申出方法）</p> <p>第7条 条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 使用を希望する団体の名称並びに代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 申出をする者の氏名</p> <p>(3) 使用を希望するけやき施設</p> <p>(4) 使用を希望する日時</p>

改正後	改正前
<p>(5) 使用の目的</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項 (使用の希望の申出期間等)</p> <p>第8条 条例第6条第1項の委員会規則で定める期間は、けやき施設の使用を希望する日の属する月の1月前の月の初日から4日までとする。</p> <p>2 けやき施設の使用の希望の申出に係る受付時間は、午前7時から午後12時までとする。ただし、区がけやきネットをけやき施設の利用者の使用に供するために設置した端末機を利用して行う場合の当該受付時間については、当該端末機を設置した施設の開館時間とする。</p> <p>(使用の申請方法)</p> <p>第9条 第7条の規定は、条例第7条第1項の規定による使用の申請について準用する。この場合において、第7条第1号中「使用を希望する」とあるのは「使用しようとする」と、同条第2号中「申出」とあるのは「申請」と、同条第3号及び第4号中「使用を希望する」とあるのは「使用しようとする」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用の申請期間等)</p> <p>第10条 条例第8条第1項に規定するけやき施設の申請期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優先申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月の6日から11日まで</p> <p>(2) 一般申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月の12日から使用しようとする日の前日（委員会が特に支障がないと認めたときは、使用の当日）まで</p> <p>2 第8条第2項の規定は、けやき施設の使用の申請の受付時間について準用する。</p>	<p>(5) 使用の目的</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項 (使用の希望の申出期間等)</p> <p>第8条 条例第6条第1項の委員会規則で定める期間は、けやき施設の使用を希望する日の属する月の1月前の月の初日から4日までとする。</p> <p>2 けやき施設の使用の希望の申出に係る受付時間は、午前7時から午後12時までとする。ただし、区がけやきネットをけやき施設の利用者の使用に供するために設置した端末機を利用して行う場合の当該受付時間については、当該端末機を設置した施設の開館時間とする。</p> <p>(使用の申請方法)</p> <p>第9条 第7条の規定は、条例第7条第1項の規定による使用の申請について準用する。この場合において、第7条第1号中「使用を希望する」とあるのは「使用しようとする」と、同条第2号中「申出」とあるのは「申請」と、同条第3号及び第4号中「使用を希望する」とあるのは「使用しようとする」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用の申請期間等)</p> <p>第10条 条例第8条第1項に規定するけやき施設の申請期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優先申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月の6日から11日まで</p> <p>(2) 一般申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月の12日から使用しようとする日の前日（委員会が特に支障がないと認めたときは、使用の当日）まで</p> <p>2 第8条第2項の規定は、けやき施設の使用の申請の受付時間について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等)</p> <p>第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校施設使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めた団体、学校等</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則(平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の廃止)</p> <p>第3条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則は、廃止する。</p> <p>附 則 (平成30年7月31日世教委規則第9号) この規則は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年8月30日世教委規則第11号)</p>	<p>(条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等)</p> <p>第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、<u>学校施設使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則(平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の廃止)</p> <p>第3条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則は、廃止する。</p> <p>附 則 (平成30年7月31日世教委規則第9号) この規則は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年8月30日世教委規則第11号)</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年9月30日世教委規則第21号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年11月18日世教委規則第15号）</p> <p>1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第10条第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のけやき施設（世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第2条第1項に規定するけやき施設をいう。以下同じ。）の使用について適用し、同日前のけやき施設の使用については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則（令和5年 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年9月30日世教委規則第21号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年11月18日世教委規則第15号）</p> <p>1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第10条第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のけやき施設（世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第2条第1項に規定するけやき施設をいう。以下同じ。）の使用について適用し、同日前のけやき施設の使用については、なお従前の例による。</p>